

4 高土政第986号
令和4年12月21日

土木部各課長様
土木部各出先機関長様

土木部長

経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に
従事する主任技術者の取扱いについて（通知）

このことについては、平成19年11月1日付け19高建管第728号土木部長通知により取扱いを定めたところですが、令和5年1月1日施行の建設業法施行令の改正に伴い、関係する部分を変更し、下記のとおりとしますので、適正な取扱いをお願いします。

なお、この取扱いは令和5年1月1日以降に実施される建設工事において適用します。

記

1 経営業務の管理責任者について

経営業務の管理責任者については、従来主任技術者を兼務できない取扱いとしていたが、法令上、配置技術者の専任を要しない、請負代金額4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）未満の工事においては、次の要件をすべて満たす場合に限り、兼務を認める。

なお、各要件の該当については、事案ごとにケース・バイ・ケースで判断する。

- (1) 経営業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
- (2) 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (3) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- (4) 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

2 営業所の専任技術者について

法令上、配置技術者の専任を要しない、請負代金額4,000万円（建築一式工事にあ

っては8,000万円) 未満の工事においては、次の要件をすべて満たす場合に限り、従来どおり兼務を認める。

なお、各要件の該当については、事案ごとにケース・バイ・ケースで判断する。

- (1) 営業所の専任技術者と主任技術者を兼務することが実際で可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
- (2) 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (3) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- (4) 所属建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。

3 その他

- (1) 経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者が主任技術者として従事する場合には、3か月の継続雇用要件が適用されること。
- (2) 当初専任を要しない工事であっても、変更契約等により請負代金額が増加し専任を要する工事となった場合は、主任技術者は専任での配置となることから、経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務は認められなくなること。
- (3) 現場代理人については、工事現場への常駐が求められていることから、常に経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務は認められないこと。

新 旧 対 照 表

新	旧
(通知文本文 省略) 記	(通知文本文 省略) 記
<p>1 経営業務の管理責任者について</p> <p>経営業務の管理責任者については、従来主任技術者を兼務できない取扱いとしていたが、法令上、配置技術者の専任を要しない、請負代金額4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）未満の工事においては、次の要件をすべて満たす場合に限り、兼務を認める。</p> <p>なお、各要件の該当については、事案ごとにケース・バイ・ケースで判断する。</p> <p>(1) 経営業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。</p> <p>(2) 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。</p> <p>(3) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。</p> <p>(4) 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</p>	<p>1 経営業務の管理責任者について</p> <p>経営業務の管理責任者については、従来主任技術者を兼務できない取扱いとしていたが、法令上、配置技術者の専任を要しない、請負代金額3,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）未満の工事においては、次の要件をすべて満たす場合に限り、兼務を認める。</p> <p>なお、各要件の該当については、事案ごとにケース・バイ・ケースで判断する。</p> <p>(1) 経営業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。</p> <p>(2) 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。</p> <p>(3) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。</p> <p>(4) 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</p>
<p>2 営業所の専任技術者について</p> <p>法令上、配置技術者の専任を要しない、請負代金額4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）未満の工事においては、次の要件をすべて満たす場合に限り、従来どおり兼務を認める。</p> <p>なお、各要件の該当については、事案ごとにケース・バイ・ケースで判断する。</p> <p>(1) 営業所の専任技術者と主任技術者を兼務することが実際で可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。</p> <p>(2) 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。</p> <p>(3) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。</p> <p>(4) 所属建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。</p>	<p>2 営業所の専任技術者について</p> <p>法令上、配置技術者の専任を要しない、請負代金額3,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）未満の工事においては、次の要件をすべて満たす場合に限り、従来どおり兼務を認める。</p> <p>なお、各要件の該当については、事案ごとにケース・バイ・ケースで判断する。</p> <p>(1) 営業所の専任技術者と主任技術者を兼務することが実際で可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。</p> <p>(2) 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。</p> <p>(3) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。</p> <p>(4) 所属建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。</p>
3 (略)	3 (略)